

新規上場申請のための半期報告書

株式会社ビタブリッドジャパン

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための半期報告書

【提出先】 株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 岩永 守幸 殿

【提出日】 2026年2月27日

【中間会計期間】 第12期中(自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)

【会社名】 株式会社ビタブリッドジャパン

【英訳名】 Vitabrid Japan Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO 大塚 博史

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂五丁目3番1号

【電話番号】 03-6821-7502 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役CF0コーポレート本部長 関 智洋

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂五丁目3番1号

【電話番号】 03-6821-7502 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役CF0コーポレート本部長 関 智洋

目 次

	頁
第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	1
第2【事業の状況】	2
1【事業等のリスク】	2
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	2
3【経営上の重要な契約等】	3
第3【提出会社の状況】	4
1【株式等の状況】	4
2【役員の状況】	6
第4【経理の状況】	7
1【中間財務諸表】	8
2【その他】	14
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	15
[期中レビュー報告書]	

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第12期 中間会計期間
会計期間	自 2025年3月 1日 至 2025年8月31日
売上高 (千円)	7,320,600
経常損失(△) (千円)	△49,456
中間純損失(△) (千円)	△47,116
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—
資本金 (千円)	105,000
発行済株式総数 (株)	28,000
純資産額 (千円)	2,018,376
総資産額 (千円)	5,761,108
1株当たり中間純損失(△) (円)	△12.49
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益 (円)	—
1株当たり配当額 (円)	—
自己資本比率 (%)	33.4
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	170,263
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△14,593
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	346,638
現金及び現金同等物の 中間期末残高 (千円)	2,507,503

(注)1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

4. 2025年10月14日開催の取締役会決議により2025年11月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、当中間会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり中間純損失を算定しております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクはありません。なお、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当中間会計期間におけるわが国経済は、景気は緩やかな回復基調にあるものの、依然として力強さを欠く分野も見受けられる状況です。企業収益や雇用・所得環境には持ち直しの兆しがある一方で、個人消費や生産活動には足踏みも見られ、海外経済の減速や原材料価格の高止まり、為替変動等が、先行きに対する慎重な見方を強める要因ともなっています。

当社が属するヘルスケア業界においては、2024年3月に発生した紅麹原料を巡る健康被害報道を背景に、製品の安全性・信頼性への社会的関心が引き続き高く、業界全体で広告表現や品質管理体制の見直しが進んでおります。

こうした外部環境下において、当社では主力製品である「ターミナリアファースト」が引き続き堅調に推移したほか、「Vitabrid Daily GABA」や「ジャパンプレミアムDHA&EPA+GABA」も引き続き順調に売上を伸ばしました。チャンネル別では自社ECを中心にECモール、卸・その他を含むすべての販売チャンネルで前年同期を上回る実績を記録し、特に卸販売の伸長が顕著となっております。さらに、2025年7月には新商品「アクティブリッチ5」の販売を開始いたしました。

また、当第2四半期は第1四半期からの広告施策の最適化が進み、広告効率が向上したため、積極的な広告宣伝投資を実施いたしました。

この結果、当中間会計期間における売上高は7,320,600千円、営業損失は38,520千円、経常損失は49,456千円、中間純損失は47,116千円となりました。

なお、当社はウエルネスケア関連事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載は省略しております。

(2) 財政状態の状況

(資産)

当中間会計期間末における流動資産合計は、前事業年度末に比べ688,947千円増加し、5,421,255千円となりました。これは主に、現金及び預金が502,307千円、売掛金が398,291千円、前渡金が290,914千円増加した一方で、商品及び製品が481,516千円減少したこと等によるものであります。

当中間会計期間末における固定資産合計は、前事業年度末に比べ71千円増加し、339,852千円となりました。これは主に、有形固定資産に含まれる建設仮勘定が14,593千円増加した一方で、無形固定資産に含まれるソフトウェアが10,322千円減少したこと等によるものであります。

この結果、当中間会計期間末における資産合計は、前事業年度末に比べ689,019千円増加し、5,761,108千円となりました。

(負債)

当中間会計期間末における流動負債合計は、前事業年度末に比べ799,657千円増加し、3,535,641千円となりました。これは主に、未払金が492,528千円、短期借入金が450,000千円増加した一方で、未払法人税等が86,917千円、買掛金が43,511千円、契約負債が26,298千円減少したこと等によるものであります。

当中間会計期間末における固定負債合計は、前事業年度末に比べ103,362千円減少し、207,091千円となりました。これは、長期借入金103,362千円減少したことによるものであります。

この結果、当中間会計期間末における負債合計は、前事業年度末に比べ696,295千円増加し、3,742,732千円となりました。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産合計は、前事業年度末に比べ7,276千円減少し、2,018,376千円となりました。これは、中間純損失の計上により利益剰余金が47,116千円減少した一方で、新株予約権が39,840千円増加したことによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、2,507,503千円となりました。当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により獲得した資金は170,263千円となりました。

主な収入要因は、未払金の増加額492,528千円、棚卸資産の減少額479,722千円、株式報酬費用39,840千円、主な支出要因は、売上債権の増加額398,291千円、前渡金の増加額290,914千円、税引前中間純損失の計上49,456千円、仕入債務の減少額43,511千円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により減少した資金は14,593千円となりました。

これは、有形固定資産の取得による支出14,593千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により増加した資金は346,638千円となりました。

これは、短期借入金の純増額450,000千円の収入、長期借入金の返済による支出103,362千円によるものであります。

3 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000
計	100,000

(注) 2025年10月14日開催の取締役会決議により、2025年11月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。また、株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は19,900,000株増加し、20,000,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間 末現在発行数(株) (2025年8月31日)	提出日現在 発行数(株) (2026年2月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	28,000	5,600,000	非上場	—
計	28,000	5,600,000	—	—

(注)1. 当社は、2025年11月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。なお、上記株式数は当該株式分割前の株式数を記載しております。

2. 2025年10月27日開催の臨時株主総会決議により、2025年11月1日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025年8月31日	—	28,000	—	105,000	—	35,000

(注)2025年10月14日開催の取締役会決議により、2025年11月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。なお、上記株式数は当該株式分割前の株式数を記載しております。

(5) 【大株主の状況】

2025年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社ベクトル	東京都港区赤坂四丁目15番1号	18,000	95.44
HYUNDAI BIOSCIENCE CO., LTD.	106 Apogongdan-gil, Apo-eup, Gimcheon-si, Gyeongsangbuk-do, Republic of Korea	860	4.56
計	—	18,860	100.00

(注)1. 当社は、2025年11月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。なお、上記株式数は当該株式分割前の株式数を記載しております。

2. 上記のほか、自己株式が9,140株あります。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 9,140	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 18,860	18,860	権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	28,000	—	—
総株主の議決権	—	18,860	—

(注)1. 当社は、2025年11月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。なお、上記株式数は当該株式分割前の株式数を記載しております。

2. 2025年10月27日開催の臨時株主総会決議により、2025年11月1日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

② 【自己株式等】

2025年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ビタブリッドジ ャパン	東京都港区赤坂五丁目3番1 号	9,140	—	9,140	32.64
計	—	9,140	—	9,140	32.64

(注)1. 当社は、2025年11月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。なお、上記株式数は当該株式分割前の株式数を記載しております。

2. 2025年10月27日開催の臨時株主総会決議により、2025年11月1日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

2 【役員の状況】

前事業年度の定時株主総会終了後、当中間会計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第3編の規定により第1種中間財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、中間会計期間(2025年3月1日から2025年8月31日まで)に係る中間財務諸表について、東陽監査法人による期中レビューを受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

当中間会計期間
(2025年8月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	2,507,503
売掛金	883,927
商品及び製品	1,500,219
貯蔵品	55,424
前渡金	295,612
前払費用	149,084
その他	29,914
貸倒引当金	△429
流動資産合計	5,421,255
固定資産	
有形固定資産	144,599
無形固定資産	83,245
投資その他の資産	112,007
固定資産合計	339,852
資産合計	5,761,108

(単位：千円)

当中間会計期間
(2025年8月31日)

負債の部

流動負債

買掛金	97,651
短期借入金	※ 1,950,000
1年内返済予定の長期借入金	206,724
未払金	1,069,745
未払費用	53,005
未払法人税等	9,125
契約負債	124,461
預り金	12,773
ポイント引当金	10,113
その他	2,040
流動負債合計	3,535,641

固定負債

長期借入金	207,091
固定負債合計	207,091

負債合計

3,742,732

純資産の部

株主資本

資本金	105,000
資本剰余金	35,000
利益剰余金	3,600,594
自己株式	△1,818,860
株主資本合計	1,921,734

新株予約権

96,642

純資産合計

2,018,376

負債純資産合計

5,761,108

(2) 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2025年3月 1日 至 2025年8月31日)
売上高	7,320,600
売上原価	1,469,706
売上総利益	5,850,894
販売費及び一般管理費	※ 5,889,414
営業損失(△)	△38,520
営業外収益	
受取利息	2,155
損害賠償金収入	1,606
その他	480
営業外収益合計	4,242
営業外費用	
支払利息	9,349
上場関連費用	5,467
その他	362
営業外費用合計	15,178
経常損失(△)	△49,456
税引前中間純損失(△)	△49,456
法人税等	△2,339
中間純損失(△)	△47,116

(3) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2025年3月 1日 至 2025年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純損失(△)	△49,456
減価償却費	17,464
貸倒引当金の増減額(△は減少)	429
ポイント引当金の増減額(△は減少)	4,327
受取利息	△2,155
損害賠償金収入	△1,606
支払利息	9,349
株式報酬費用	39,840
売上債権の増減額(△は増加)	△398,291
棚卸資産の増減額(△は増加)	479,722
未払又は未収消費税等の増減額	16,412
前渡金の増減額(△は増加)	△290,914
前払費用の増減額(△は増加)	6,146
仕入債務の増減額(△は減少)	△43,511
未払金の増減額(△は減少)	492,528
未払費用の増減額(△は減少)	8,909
未払法人税等の増減額(△は減少)	887
契約負債の増減額(△は減少)	△26,298
その他	574
小計	264,359
利息の受取額	2,155
利息の支払額	△9,448
損害賠償金の受取額	1,606
法人税等の支払額	△88,409
営業活動によるキャッシュ・フロー	170,263
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△14,593
投資活動によるキャッシュ・フロー	△14,593
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(△は減少)	450,000
長期借入金の返済による支出	△103,362
財務活動によるキャッシュ・フロー	346,638
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	502,307
現金及び現金同等物の期首残高	2,005,195
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 2,507,503

【注記事項】

(中間財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

	当中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
税金費用の計算	税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益又は税引前中間純損失に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、税引前中間純損益に一時差異等に該当しない重要な差異を加減した上で、法定実効税率を使用する方法によっております。

(中間貸借対照表関係)

※ 当座貸越契約

当社は、仕入及び運転資金等の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (2025年8月31日)
当座貸越限度額	2,000,000千円
借入実行残高	1,850,000千円
差引額	150,000千円

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年3月 1日 至 2025年8月31日)
広告宣伝費	3,242,696千円
販売促進費	1,032,526千円
貸倒引当金繰入額	388千円
ポイント引当金繰入額	4,327千円
研究開発費	3,290千円

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年3月 1日 至 2025年8月31日)
現金及び預金	2,507,503千円
現金及び現金同等物	2,507,503千円

(株主資本等関係)

当中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、ウエルネスケア関連事業の単一セグメントとしており、その他の事業については、重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を販売チャネル別に分解した情報は以下のとおりであります。

当中間会計期間（自 2025年3月1日 至 2025年8月31日）

(単位：千円)

	ウエルネスケア関連事業
自社EC	6,403,507
ECモール	433,769
卸・その他	483,323
合計	7,320,600

(注) 当社は、ウエルネスケア関連事業の単一セグメントとしており、その他の事業については、重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
1株当たり中間純損失(△)	△12円49銭
(算定上の基礎)	
中間純損失(△)(千円)	△47,116
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純損失(△)(千円)	△47,116
普通株式の期中平均株式数(株)	3,772,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

2. 2025年10月14日開催の取締役会決議により2025年11月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、当中間会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり中間純損失を算定しております。

(重要な後発事象)

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2025年10月14日開催の取締役会決議において、2025年11月1日付で株式分割を行う旨の決議をしております。また、2025年10月27日開催の臨時株主総会決議に基づき、2025年11月1日付で定款の一部を変更し、単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家がより投資しやすい環境を整え、当社株式の流動性を向上させることで、投資家層のさらなる拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 株式分割の割合及び時期

2025年11月1日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1株につき200株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 28,000株

今回の分割により増加する株式数 5,572,000株

株式分割後の発行済株式総数 5,600,000株

株式分割後の発行可能株式総数 20,000,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2025年11月1日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響は、「注記事項（1株当たり情報）」に反映されております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたします。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年2月20日

株式会社ビタブリッドジャパン
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 稲野 研
業務執行社員

指定社員 公認会計士 石川 裕樹
業務執行社員

指定社員 公認会計士 林 隆二
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビタブリッドジャパンの2025年3月1日から2026年2月28日までの第12期事業年度の中間会計期間（2025年3月1日から2025年8月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビタブリッドジャパンの2025年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上